


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市金婚祝品支給要綱の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>本事業は、結婚50年で対象者が限定されていることや、26市で当市のみが実施している等の課題があるが、金婚祝という節目において、市がお祝いの意を表す貴重な機会になっている。これらの状況を考慮して、一部事業を見直すため、要綱の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 題名を「東大和市金婚祝状贈呈要綱」に改める。 ② 「金婚祝品を支給」から「金婚祝状を贈呈」に改める。 ③ 「婚姻継続50年目を迎えた」から「婚姻を継続して50年を経過した」に改める。 <p>(2) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 高齢者の増加を踏まえて、適切な高齢者事業の実施を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書課において審査済み 						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。